

[事案 2021-43] 高度障害年金支払確認請求

・令和3年11月18日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前に発病していたことを理由に、仮に高度障害状態になった場合に高度障害年金は支払対象外となること等を通知されたことを不服として、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に契約した家族収入保険について、平成29年11月に募集人に勧められて告知訂正をしたところ、筋萎縮性側索硬化症が責任開始期前に発症していることを理由として、今後、仮に疾病が進行して高度障害状態になった場合、高度障害年金が支払対象外になること等を通知された。しかし、以下等の理由により、高度障害年金の支払対象であること等を確認してほしい。

- (1) 契約時の告知の際、募集人に、下肢筋力低下による平成26年9月以降の血液検査、神経伝導検査、MRI 検査歴の事実を話したところ、「診断確定していないなら問題ない。」と言われたため、告知書に記入しなかった。
- (2) 平成27年7月および平成28年6月に検査入院したため、都度、募集人に入院証明書等を提出して給付金請求しているが、平成30年2月まで保険会社に提出されていなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は告知の際、告知サポート資料を用いて告知の重要性を説明しており、申立人は自身で告知書を作成している。
- (2) 募集人は告知に際し、下肢の筋力低下による通院・検査歴等の事実を聞いたことはなく、筋力低下等の症状を知ったのは、平成29年10月頃に申立人から聞いたときであり、告知時に不告知教唆等を行った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時および告知訂正時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の筋萎縮性側索硬化症は責任開始期前に発病していたことが認められ、また、平成27年7月および平成28年6月の検査入院の都度、申立人が給付金請求を行った事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。